

名取市復興推進計画

平成 26 年 11 月 4 日

宮 城 県 名 取 市

1 計画の区域

宮城県名取市

2 計画の目標

本市沿岸地域に位置する閑上地区は東日本大震災により甚大な被害を受けたが、地域を特徴づける生業であった水産加工業について、同地区内の閑上東地区において、早期再建を目指す事業者を支援するとともに、地域復興の拠点となる産業の集約整備を推進します。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

閑上東地区の土地利用が明確となる時期に合わせて用途地域を指定する予定としていますが、地域の一部を地域復興の拠点とするべく、先行して造成工事等を行い、早期に水産加工関連施設等の再建ができるよう支援します。

4 復興産業集積区域

名取市閑上三丁目及び閑上四丁目

※別添地図参照

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

復興建築物整備事業

(1) 復興推進事業の内容

4に示す復興産業集積区域において、水産加工関連施設等の立地を促進するために、用途制限の緩和を行います。

(2) 実施主体

名取市

(3) 特別の措置の内容

宮城県知事が、認定復興推進計画に定められた復興建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和

和を行います。

※建築物の整備に関する基本方針

4に示す復興産業集積区域は、現況、第一種住居地域とされているところ、同区域において、工業地域で建築が可能な工場等の整備を可能とします。

6 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

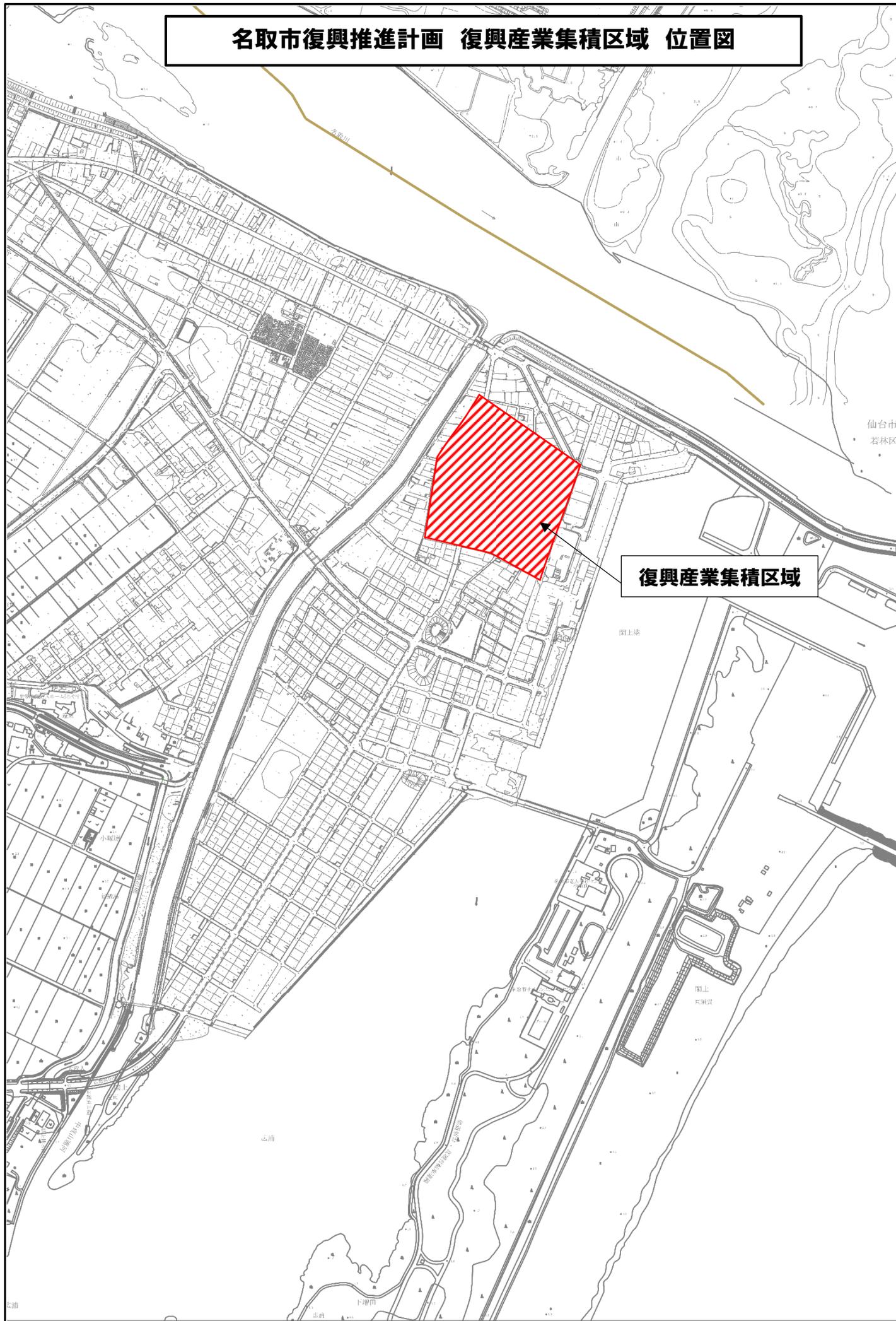
当該計画に定められた復興推進事業の実施により、水産加工業の復興が推進されるとともに、今後の地域内における土地活用の推進が見込まれます。

これらの効果は名取市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものであります。

7 その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したところ、特段の意見はありませんでした。

名取市復興推進計画 復興産業集積区域 位置図



復興産業集積区域